

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 総務文教分科会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 数井
日 時	令和4年9月16日(金曜日)	開 議	午前10時00分
		閉 議	午後 4時58分
出席委員	◎浅田 ○松山 三上 山本 木村 齊藤 石野 (福井)		
執行機関出席者	田中生涯学習部長、元古人権啓発課長、西出人権啓発課副課長、山口市民力推進課長 小塩文化国際課長、今西生涯スポーツ課長、細江人権福祉センター館長 加藤人権啓発課副課長兼男女共同参画推進係長、 白波瀬人権啓発課啓発振興係長、 樋口市民力推進課副課長兼市民活動推進係長事務取扱 入江市民力推進課副課長兼地球環境子ども村係長事務取扱 服部文化国際課副課長文化国際係長事務取扱、岡田文化国際課副課長 廣瀬生涯スポーツ課生涯スポーツ係長 石田総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長、三宅契約検査課長 田中監査委員事務局長、鎌江自治防災課副課長自治振興係長事務取扱 齊藤自治防災課副課長防災・危機管理係長事務取扱 安藤自治防災課副課長セーフコミュニティ係長事務取扱 岩本総務課総務係長、高木自治防災課消防係長、中川自治防災課主幹 小栗会計管理室長、野々村財産管理課長、山内会計課長 谷口財産管理課副課長兼資産マネジメント係長 横山財産管理課主幹		
事務局	井上事務局長、数井事務局次長		
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 0名 議員 0名 ()

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

[事務局日程説明]

10:01

2 議案審査

(1) 令和3年度亀岡市一般会計決算認定について(第12号議案所管分)

(生涯学習部 入室)

10:01~

【生涯学習部】

生涯学習部長 あいさつ
各課長 説明

11:18

《質疑》

<浅田委員長>

25から38ページまでで質疑ないか。

<石野委員>

31ページ、交流会館運営経費のスポーツライミングに1,977人参加とあるが、事故はなかったか。

<生涯スポーツ課長>

十分に安全対策に努めており、事故は起こっていない。

<山本委員>

27ページ、新規事業の生理用品配布について、配布実績659セットは想定していた数であったのか、また、5カ所の窓口での配布状況は。

<人権啓発課長>

人権啓発課の窓口で129セット、地域福祉課の窓口で171セット、保健センターの窓口で195セット、亀岡市社会福祉協議会の窓口で107セット、かめまるランドの窓口で60セット配布している。月に200セット配布する計画であったが、月平均132セットとなった。

<山本委員>

市民の反応はどうか。

<人権啓発課長>

受取りにこられた方からの声として、生理用品の購入を節約する傾向があるため、非常に助かっているとのことである。

<山本委員>

女性の相談室の相談件数について、令和元年度が603件、令和2年度が845、そして令和3年度が1,104件と年々増加傾向にある中で、どのような相談体制をとっているのか。

<人権啓発課長>

女性相談の種類別件数として、常設一般相談が1,026件、フェミニストカウンセリングが46件、京都弁護士会への委託法律相談が32件である。相談の内容として、一般相談では、経済的な問題についての相談が非常に多く、フェミニストカウンセリングや弁護士会での相談では、夫婦関係の悩みの相談が一番多い。

<山本委員>

女性相談の当初予算は275万7,000円であったが、決算では296万8,248円と増額した理由は。

<人権啓発課長>

相談件数の増加など業務量が増えたことにより、相談員の残業時間が増えたためである。

<山本委員>

33ページのいじめ調査委員会について、教育委員会でもいじめ防止対策推進委員会として、同じ金額が支出されているが、別の組織の認識でよいか。

<人権啓発課長>

別の調査委員会である。

<山本委員>

委員数と活動内容は。

<人権啓発課長>

亀岡市いじめ調査委員会は、平成27年9月に設置され、委員は5名であり、市長の諮問に応じ、教育委員会がいじめの重大事態とされた案件の再調査を行

うものである。平成27年9月の第1回から令和3年10月の第7回まで毎年実施し、現時点では重大事態の発生はなく、会議内容としては、学校の状況報告をもとに意見交換を実施している。

<三上委員>

同じく33ページ、亀岡市人権啓発推進協議会は人権施策の実施における市の一番大きな組織であると思うが、令和3年度において、人権条例制定の話題は何もなかったのか。

<人権啓発課長>

当会議では、人権条例に関する話はなかった。

<三上委員>

次に、人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会助成金について、予算では50万円のところ、決算額が減っている理由は。

<人権啓発課長>

コロナの関係で事業数が減ったためである。

<三上委員>

具体的な事業内容は。

<人権啓発課長>

この実行委員会の研修費として、人権啓発京都府集会や京都人権文化講座の参加費用24万2,000円を支出している。そして、要請行動費として、中央集会等への出席経費を負担している。

<三上委員>

人権啓発オリジナルノートの詳細な内容は。

<人権啓発課長>

作成経緯について、ヒューマンフェスタを展示のみとした関係で、経費に余力ができたため、コロナウイルスに関する差別や偏見、いじめをなくそうといった内容のオリジナルノートを作成し、教育部と調整して市内の小・中・義務教育学校の児童生徒に配布した。

<三上委員>

教育部と内容も相談してつくったということか。

<人権啓発課長>

そうである。

<三上委員>

急にこのような教材をつくり配布すると、学校における教育課程は決まっているため、活用方法に苦慮するのではないかと思うが、その点も教育部と打合せしているのか。

<人権啓発課長>

具体的な活用方法までは調整していない。

<三上委員>

人権に関わって、子どもたちの学びの点ではよいことであると思うが、予算が余ったこの年度はできたが次の年度はできないということもあり、児童生徒にとって学年間で差ができると思うがどうか。

<人権啓発課長>

昨年度については、新型コロナウイルスに感染している児童生徒が多くあったことから、当該ノートを作成し啓発に努めたもので、今年度作成の予定はない。

<三上委員>

新型コロナウイルスに特化した、偏見や差別を取り扱った人権ノートという認識でよいか。

<人権啓発課長>

新型コロナウイルスに関する差別や偏見、いじめをなくそうという内容とともに、「広げよう～思いやりの輪～」と題し、シトラスリボンプロジェクトなどを記載しており、ほかには、子どもの人権相談の電話番号などを記載した冊子となっている。

<三上委員>

34ページから35ページの地域交流促進経費について、詳しく全館の資料を出していただいておりますが、事業内容は分かるが、それぞれの事業の経費が分からない。例えば、パソコン教室や同じような講演会において、センター間で報償費が違っている事例が過去にあった。その資料の提出は可能か。

<人権啓発課長>

事業経費を記載した資料も併せて提出する。

<齊藤委員>

30ページの支えあいまちづくり協働支援金について、8件を比較すると1件当たり金額が7万7,000円から16万円と幅が広いがなぜか。

<市民力推進課長>

申請額も違うことと、補助率の違いもあり、このようになっている。

<齊藤委員>

道路の草刈りなどを対象とした団体はないのか。

<市民力推進課長>

交付対象が、地域課題の解決に向けた取組をしている団体となっている。

<齊藤委員>

草が生え放置されていることも地域課題だと思う。地域の皆で共同作業として草刈りすることも必要である。このようなことも踏まえ、対象範囲を広げてほしいと思うがどうか。

<市民力推進課長>

確かにそのような発想は必要と思うので、今後の検討課題としていく。

<木村委員>

33ページのいじめ調査委員会について、教育委員会で設置しているいじめ防止対策推進委員会で、いじめの重大事態とされた案件の再調査をするものであり、重大事態はないとの答弁を先ほどされたが、重大事態かそうでないかの判断基準は。

<人権啓発課長>

重大事態については、いじめ防止対策推進法に規定されており、いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、となっている。

<木村委員>

学校を欠席せざるを得ない相当の期間の規定は。

<人権啓発課長>

年間30日が目安である。

<木村委員>

年間30日間学校を欠席している生徒はいないということか。

<人権啓発課長>

いじめを原因として年間30日間休んでいる児童生徒はいないと理解している。

<木村委員>

同じページ、各協議会への助成金の支出とあるが、内訳は。

<人権啓発課長>

亀岡市人権啓発推進協議会へ117万9,660円、人権擁護施策推進・要求
亀岡市実行委員会助成金へ33万2,078円、園部人権擁護委員協議会へ2
8万6,000円、合計179万7,738円である。

<木村委員>

この助成金を受けた団体の執行内容は。

<人権啓発課長>

人権啓発推進協議会では、啓発資料の作成、講師料、研修会への派遣費用の負担のほか、加入している地域人権啓発推進協議会などに対して補助金の支出をしている。人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会では、各種研修参加費のほか、要請行動に係る旅費などを支出している。園部人権擁護委員協議会では、研修会への講師派遣や啓発物品の作成に使用されている。

<木村委員>

31ページの交流会館運営経費について、鳥の巣ロッジとスポーツクライミングにおける、亀岡市と他市の人数内訳は。

<生涯スポーツ課長>

鳥の巣ロッジでは、市外が609件、亀岡市内が70件の計679件である。
大阪府からが272件、亀岡市を除く京都府が248件となっている。また、
クライミング施設では、亀岡市内が1,026人、亀岡市外が951人である。

<木村委員>

鳥の巣ロッジは、予約がとれないという市民の声もあり、例えば、市内居住者が優先的に予約できるようなシステム構築の考えは。

<生涯スポーツ課長>

現状優先的に予約できるシステムになっておらず、施設数が4基だけのため、
施設数が増えれば市民枠といったことも考えていきたい。

<石野委員>

34ページ、文化センター運営費の報償費について、講師謝金211万7,000円とあるが、どのような積算か。

<人権啓発課長>

講師料は、各文化センターで講座ごとに過去の実績を参考にして設定しており、
一時間幾らといった単価を設定しているものではない。

<石野委員>

センターに行けば、その一覧があるのか。

<人権啓発課長>

各事業の講師料の資料もあるので、後ほど提出する。

<松山副委員長>

32ページの「かめおかまるごとスタジアム構想」策定支援業務委託料について

て、事業者との協議状況は。

<生涯スポーツ課長>

策定委員会を全5回開催しており、開催前に電話・メールで常に連絡調整をして会議を進めた。

<松山副委員長>

業者任せでなく市の想いも伝わっているとの認識でよいか。

<生涯スポーツ課長>

亀岡市全域をスポーツのフィールドとしてまちを盛り上げていきたいとの思いのもと、各委員から意見を集約する中で、構想を練り上げた。事業者には、全国における他市の構想や国のスポーツ基本方針の現況などの専門的な情報を収集いただき、亀岡市の実情に沿った形で基本構想として出来上がったと認識している。

<松山副委員長>

市民アンケート事業の結果は。

<市民力推進課長>

市民アンケートについては、令和3年度は事業所アンケートとして、事業所を対象に実施した。対象事業所は、無作為抽出の500事業所で、150の事業所から回答をいただき、回答率は、30パーセントであった。アンケート項目としては、市民協働団体と亀岡市との取組や活動に対して興味があるか、参加できない場合の理由などを聞き、参加できるのであれば参加したいといった興味のある事業者が多くあることが分かったため、今後、市から市民協働団体の紹介などを積極的にしていきたいと思っており、結果については、ホームページに掲載予定である。

<松山副委員長>

今回は事業所だけであったが、市民にアンケートを取る予定は。

<市民力推進課長>

アンケートは毎年実施しており、令和2年度は市民活動団体を対象に、市の活動や地域貢献等を念頭にアンケートを行っている。

<松山副委員長>

パートナーシップ宣誓制度を創設してから1年以上経過したが現状は。

<人権啓発課長>

パートナーシップ宣誓制度において、令和3年度に申請はなく、令和2年度の1件のみである。

<松山副委員長>

令和3年度の実績がないことについて、いろいろな原因があると思う。多種多様な方が相談しやすい環境であったのか、市として積極的に啓発していく必要があるのではないかと考えている。LGBTQ+の政策において、市として何が足りないのか、何が必要なのか、所見は。

<人権啓発課長>

当事者に対する相談業務は当然であるが、当事者でない方に対する啓発等も重要であるので引き続き啓発に努める。

<松山副委員長>

令和3年度における具体的な啓発の状況は。

<人権啓発課長>

LGBTQ+に係る令和3年度の事業としては、京都市、亀岡市、長岡京市の連携による「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携の協定」を7月27日に実施した。令和4年度からは、向日市、福知山市が加わっている。さらに、ゆう・あいセミナー、イクボス講座の中でLGBTQ+をテーマに取り上げ、「あなたならどんな職場が働きやすいですか？～LGBTQが職場で感じていること～」と題して講演会を実施した。ゆう・あいフォーラム2021を11月16日から21日まで開催し、LGBTQ+展やリーフレットの配布を行っている。また、市職員を対象に第2回意識アンケートを実施した。そのほか、明石市への視察等も実施したところである。

<松山副委員長>

この職員の方へのアンケートにおける回答率が少なかったとのことで、アンケートはそれぞれの自由であり、強制できないことは分かるが、やはり課長を先頭にイニシアチブを取っていただき、市を大きく変えていただきたいと考えるが、意気込みは。

<人権啓発課長>

そのとおり感じており、今年度については申請書における男女欄の記載をなくすことや、トイレの表示の在り方について、検討しているところである。また、9月30日に、職員を対象にLGBTQ+の研修を予定しており、さらなる啓発に努めていく。

(休憩)

12:15～13:30

(再開)

<浅田委員長>

休憩前に引き続き分科会を再開する。午前中のいじめの件について、人権啓発課から答弁の申出があったので受けることとする。

<人権啓発課長>

教育部に確認した内容であるが、いじめによる重大事態について、学校での長期欠席を30日とすることは基準にあるが、長期欠席には病気、経済的理由、不登校の3種類がある。不登校の中にいくつか種類があり、いじめによる不登校で30日の長期欠席者はなかったということである。

<石野委員>

実質収支に関する調書の57ページ、諸収入、民生費雑入、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合からの返還金が約9,400万円とあるが、詳細は。

<人権啓発課長>

京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合が国から費用を借りた際、その金額の4分の1は国庫補助が充当されるので、返還する必要がない。また、その利息は5パーセントであったが、市民が組合から借りるときは2.8パーセントであり、その利率の差と国庫補助の差額が生じ、今回、平成11年度の同組合設立から令和3年の10月末までに償還のあった分の差額として、9,498万2,464円が返還された。

<石野委員>

まだ債権は残っているのか。

<人権啓発課長>

令和3年度末時点で、亀岡市における債権は29件、5,958万906円あり、今後も債務者に返済を要求していくが、この差額についても適宜亀岡市に入金されることになる。

<木村委員>

いじめ調査委員会はどのような活動なのか。

<人権啓発課長>

昨年度では1回、いじめ調査委員会を開催し、重大事態はないが、重大事態が発生してからでは十分な対応ができないため、重大事態が起こった場合の対応や現在の小・中学校の状況について、情報共有・意見交換をしている。

<浅田委員長>

続いて39ページから47ページまでで質疑ないか。

<木村委員>

43ページ、競技力向上経費の府民総体選手派遣事業経費の詳細は。

<生涯スポーツ課長>

スポーツ団体別内訳の詳細資料があるため、後ほど提出する。

<三上委員>

41ページの俳句大賞について、亀岡市内の応募数は2,275句、全体の52パーセントとのことだが、ホームページでは、小学生の部で亀岡市内が約65パーセント、中学校の部で70パーセント、一般の部で、亀岡市内は14パーセントという状況で、亀岡市内の多くが小・中学生に頼っている状況と思うが所見は。

<市民力推進課長>

俳句事業については、小・中学生が日本の伝統的な文化に触れることで、教養を深め豊かな心を育むことにつながるため、事業の目的にかなっていると考えている。

<三上委員>

大賞や副賞の費用に前年度から変化はあったのか。

<市民力推進課長>

特に変更はない。

<三上委員>

具体的な賞の内容は。

<市民力推進課長>

亀岡の肉や野菜などの特産品を副賞としている。

<三上委員>

佳作に副賞はないのか。

<市民力推進課長>

佳作は発表のみで副賞はない。

<松山副委員長>

41ページ、生涯学習賞の「石田梅岩賞」について、なぜこの一般社団法人沖縄県婦人連合会が生涯学習大賞になったのか。亀岡市外の方が受賞されることを否定するわけではないが、亀岡市内の人を対象に生涯学習大賞を授与する考え方は必要だと思う。選考委員会で決めたという答えではなく、どういう意図と経過で決定したのか。

<市民力推進課長>

生涯学習賞は、市民の生涯学習の醸成及び文化水準の向上に寄与するという観点から、亀岡市内だけでなく、全国、世界を舞台に多様な取組や活動を行って、活躍されている人や団体を表彰し、記念講演を亀岡で実施していただくことにより、市民に対して新たな気づきや広い視野を得ていただく学びの機会を提供することが主旨である。このことから、市内だけでなく、日本全国から推薦を募集し、推薦のあった団体について選考委員会で審査の上、決定していく流れである。

<松山副委員長>

亀岡市内で生涯学習の活動をされている方や子どもたちが多くいると認識しているが、対象を市内から選考する考えはないのか。

<市民力推進課長>

生涯学習賞の中で、共生賞や奨励賞は市内の方の推薦を基に受賞をされている割合が多く、昨年度受賞されたオフィス・コン・ジュントや石川久さんは亀岡の方である。大賞については、生涯学習審議会の場もあり、どういう形が今後ふさわしいのか、検討していきたい。

<松山副委員長>

選考の過程で、受賞候補に講演が可能かどうかは事前に確認するのか。

<市民力推進課長>

推薦に基づき選考委員会で選考される中で、受賞された場合、亀岡で講演をすることが条件となっているため、その確認はしている。

<齊藤委員>

生涯学習大賞は亀岡市内の人や団体でなくてもよく、亀岡市民のためになる講演をしてくれればよいと思っている。しかし、財源は基金であり、使えばなくなっていくので、該当がなければ生涯学習賞を選考しない年もあってよいと思う。

<三上委員>

生涯学習大賞について、亀岡市が募集し、応募者の中から選考委員会で選考する流れでよいのか。

<市民力推進課長>

一般応募と選考委員による委員推薦があり、それらを合わせた中で選考している。

<三上委員>

一般応募と委員推薦のどちらが多いのか。

<市民力推進課長>

現在資料を持ち合せていないので分からない。

<三上委員>

委員推薦の方が受賞されたこともあるのか。

<市民力推進課長>

ある。

<三上委員>

生涯学習大賞の賞金は100万円で、その賞金を使って亀岡市へ来て講演してもらうということでよいのか。

<市民力推進課長>

各地から亀岡へ来ていただく旅費は、別途支給している。ただし、令和3年度

決算では、コロナによりコレージュ・ド・カメオカの開催を延期しており、旅費の支出はない。令和4年度は、延期していた講演会を実施予定であり、生涯学習賞の選考を取りやめている。

<松山副委員長>

上田正昭先生が残された考えのもと、生涯学習とは何かという原点に立ち返り、将来を担う子どもたちにとって、より推進を図っていただきたいと思うが所見は。

<市民力推進課長>

生涯学習は非常に分野が広く、子どもの教育もそうであり、また、大人になってから自らの意思で勉強されることも大事であり、生涯学習の場を提供し、実践された方をたたえることが市の役目と考えている。生涯学習賞は、生涯学習を実践されてきた方を対象として選考しており、今後の在り方や副賞の額について、時代に合った賞として、今後の議論は必要であると考えている。

<松山副委員長>

44ページ、京都スタジアム交通状況調査業務委託料について、委員会に資料提出や報告はされたのか。

<生涯スポーツ課長>

スタジアム関連の交通状況調査の取りまとめ内容は、以前、一般質問で答弁をしているが、委員会等への資料提出や報告はできておらず、京都スタジアム検討特別委員会で報告予定である。

<松山副委員長>

47ページ、オリンピック・パラリンピック関連事業経費のパブリックビューイングについて、亀岡出身の選手が頑張っている姿を応援できた点はよいことであると思っているが、非常にコロナの感染拡大が広まっていた時期であったため、感染対策などはどうであったのか。

<生涯スポーツ課長>

令和3年8月7日、空手の荒賀龍太郎選手の試合当日であるが、非常に感染拡大が進んでおり、京都府にまん延防止等重点措置が発令されていた。そういった中で、開催か中止かについて、非常に慎重に議論をし、亀岡出身の選手が自国開催のオリンピックに出場される機会は少なく、感染対策に十分努め実施することを決定した。具体的には、荒賀龍太郎選手の後援会関係者に入場を限定し、人流をできるだけ抑え、当然であるが、マスク着用、検温、手指の消毒、会場内の飲食の禁止、大声の禁止、入場者の把握、収容人数を50パーセントとし、実施した。結果、約100人の来場があったが、その後、感染が広がったことを確認しておらず、銅メダルをみんなで喜べたので開催は成功に終わったと考えている。

<松山副委員長>

入場者の把握の方法は。

<生涯スポーツ課長>

受付で各自住所、氏名を記載いただいた。

<三上委員>

文化センターの事業について資料提供を求めたが、児童館の資料も同じように提出いただきたい。あと、確認であるが、当初事業計画により、京都府から補助金の決定を受けた後、コロナ等で中止の場合、当然補助金は実施した分しか

もらえないという認識でよいか。

<人権啓発課長>

そうである。

<松山副委員長>

2年前の決算で、事業が年度末に集中しているなど、適正な執行ができていなかったため、実施日が分かる資料を毎年度提出いただくようになったと認識しており、今年度も同様に提出を願いたいですが、いつ提出できるか。

<人権啓発課長>

決算特別委員会の総務文教分科会開催期間中には提出する。

(質疑終了)

14:20

(休憩)

14:20~14:30

(総務部 入室)

14:30~

【総務部】

総務部長 あいさつ

各課長 説明

15:10

《質疑》

<浅田委員長>

48から58ページまでで質疑ないか。

<石野委員>

48ページの総務事務経費における訴訟事件着手金等について、保津町の建物収去土地明渡請求事件で敗訴しているが、その経費の内訳は。

<総務課長>

当該訴訟の経費としては、京都地方裁判所における第一審の着手金が99万円、判決文の謄写代やコピー代、郵送代といった実費経費が3万5,610円であり、令和2年度の支出になる。次に大阪高等裁判所における第二審の着手金が99万円であり、成功報酬としては敗訴したので支払っていない。

<石野委員>

長い間放置していた案件で、最終的には、被告の山惣株式会社及時効取得した形になっているが、もうどうすることもできないのか。

<総務課長>

土地の所有権はあくまでも市であり、使用貸借権が判決によって認められたこととなる。

<石野委員>

賃借料を請求することはできないのか。

<総務課長>

賃借契約ではないためできない。この土地について、被告は、亀岡市の当時の担当者が無償で使用してもよいと言ったと主張するが、言ったかどうかも確証がなく、言ったとしてもあくまでも臨時的な使用の意味であったと思うが、それから担当者も変わり、なかなか話ができず、このままではいけないと相手に

使用貸借の解除通知をしたが理解が得られず、議決をいただき裁判に踏み切った。結果、敗訴となったが、第二審では、建物の老朽化により使用できなくなる場合や事業をやめられた場合、使用貸借は終了となる判決内容もいただいている。また、代表者が変わられたときに、売却などの交渉をしていきたく考えている。

<木村委員>

大江橋法律事務所は全国的にも有名な事務所であり、被告は弁護士がいなかったと聞いていることから、もっとなんとかならなかつたのかと思うが、今となっては仕方がないが、今後、訴訟における対策について何か考えているのか。

<総務課長>

特に対策としてはないが、弁護士と協力、連携しながら、書類も整備して裁判に当たっていきたい。

<木村委員>

54ページのセーフコミュニティ推進事業における亀岡市救急搬送データ分析業務委託料について、どのように役立てているのか。

<自治防災課長>

救急搬送データとして、消防署から救急車が出動した事故について、状況や場所などを集計し、セーフコミュニティの各対策委員会の資料としている。

<木村委員>

具体的な成果はあるのか。

<自治防災課長>

どの場所で交通事故が多いかなど、プロットを行い対策を考えている。

<木村委員>

市政アドバイザーの白石代表に42万円支払っているが、業務の詳細は。

<自治防災課長>

白石代表については、各協議会やサーベイランス委員会に出席いただき、専門的な見地から意見をいただくとともに、通年において、セーフコミュニティに関わる内容について情報提供や指導をいただいている。

<松山副委員長>

先ほどの亀岡市の土地の件で、特に契約行為もなく無償で貸している土地がほかにあるのか。

<総務課長>

総務部では把握していない。普通財産であれば会計管理室の財産管理課であり、行政財産であれば各所管課が担当している。

<松山副委員長>

実際に敗訴した点について、庁内で情報共有し、ほかにこのような案件がないか財産を所管する課に調査するよう、総務部として働きかけられないのか。

<総務課長>

適正な財産管理については、各所管で検討していると思っている。

<松山副委員長>

51ページの庁舎管理に関して、警備会社から宿直の方が派遣されているが、セキュリティが甘いと思っており、昨今常識では考えられない事件も起きているので、その点についてどうか。

<総務課長>

現在の庁舎管理委託契約が今年度で終了するため、事業者の選定については、契約検査課と協議しながら見直しを検討していきたい。

<木村委員>

自治会館経費について、安町自治会館の新築に100万円の交付、蕨田野生涯学習センターは改修で200万円を交付、同じく旭町コミュニティセンターは改修で134万5,000円を交付とあるが、改修と新築の違いは。

<自治防災課長>

23町の自治会組織と町を構成する区で補助金に違いがある。安町は自治会と言っているが、区分上は区に相当するため、区の建物の新築より自治会館の改修の方が高額となっている。

<木村委員>

補助金額の詳細は。

<自治防災課長>

自治会館の改修事業は、50万円以上の改修の場合、補助率40パーセントで上限額が200万円である。耐震診断事業における補助率は50パーセントで、上限額として木造が20万円、鉄骨造が50万円となっており、これを受けて耐震改修をする場合、補助率50パーセントで限度額が300万円となっている。次に、区の集会所等については、新築費用が300万円以上の場合、補助率が10パーセント、補助限度額100万円となっている。改修事業について、20万円以上の事業に対し、補助率15パーセント、補助限度額は50万円である。耐震診断については、自治会館と同じ金額としており、耐震に係る改修については、木造、鉄骨造ともに補助率50パーセントで補助限度額が150万円となっている。

<浅田委員長>

次に59から70ページで質疑ないか。

<山本委員>

69ページの府市共同備蓄の実施について、令和4年度の6月に見直された国の防災計画において、アレルギーに対応した食料の備蓄を自治体の努力義務とされたが、現状と計画は。

<自治防災課長>

アルファ米や粉ミルクなどアレルギーフリーの食材の備蓄にも努めている。

<山本委員>

現在アルファ米と粉ミルクのアレルギー対応はできているとのことで、ほかの物資ではどうか。

<自治防災課長>

ほかの物資についてもそのように対応していきたい。

<山本委員>

各自治体の地域防災計画に反映していくよう言われているが現状は。

<自治防災課長>

今、計画に反映できているか確認できていないが、今後、地域防災計画に反映させていきたい。

<山本委員>

67ページのAEDリース料について、有事に使えるように、どのように点検しているのか。

<自治防災課長>

基本的には点検されたものをリースしており、異常があれば事業者に連絡がいくようになっている。

<山本委員>

AED使用時に女性のプライバシーに配慮する点から、三角巾を一緒に配備し、また、止血や固定に使うため三角巾は有効であるが、配備の計画は。

<自治防災課長>

他市の事例等も研究しながら進めていきたい。

<三上委員>

65ページの災害救助費について、台風で屋根が飛んでしまっても、国の災害認定の基準では半壊となり、適切な支援が受けられないと聞かすが、現状もそうか。

<自治防災課長>

被災者住宅に係る損壊の基準が内閣府でつくられており、建物全体において屋根、壁、基礎等それぞれの割合が決められ、屋根すべてがなくなっても全壊とはならないが、大規模半壊という基準ができるなど細かい基準に若干変わってきている。

<三上委員>

66ページの常備消防費について、亀岡市から京都中部広域消防組合へ負担金を支出しており、その負担金の執行は消防組合となるから、消防組合議会で審査等することになるが、市民にとっては、身近にある消防署が、どのように予算を使っているのか知る権利もあり、令和3年度において、消防署職員の給料などの経常経費はよいので、新たな車両の購入など、特徴的な支出と広報について説明願う。

<自治防災課主幹>

消防署の決算として、例えば、亀岡消防署の救助工作車は1億5,000万円で更新し、消防広報誌「あんしんダイヤル119」で広く広報をしている。なお、税業務の共同化については、現在準備段階であり広報は行っていない。

<三上委員>

亀岡市としても負担金を支出している以上、認識をもっていただきたい。それから、起震車があったと思うが今どうなっているのか。

<自治防災課主幹>

「ぐらぐら号」という起震車があったが、一定の役目を終え廃車した。

<石野委員>

64ページの自転車安全利用の推進として4回と記載があるが、具体的な内容と成果は。

<自治防災課長>

自転車安全利用の推進啓発として、JR各駅や亀岡高校、南丹高校で安全運転啓発をしている。

<石野委員>

日中に市内を自転車で走っている生徒の中には、右側通行をしていたり、いきなり大通りに飛び出してきたりしている例を見かける。自転車と衝突してけがをした事例もあるため、学校の近辺だけでなく広く啓発活動を願う。それから、68ページの消防施設整備事業について、入札により事業者選定をしているの

- か。
- <自治防災課長>
入札である。
- <木村委員>
66ページの消防団経費における各種訓練出動手当について、支出対象となる訓練は何か分からない。例えば、夏のポンプ操法大会に係る訓練は、自主的に訓練しているから支給対象ではないのは分かる。しかし、春と秋の火災予防週間に非常招集訓練をされていて、支給対象になっていないと思うが、朝7時ごろから出動して放水などをしており、訓練に違いないと思うが、その点について所見は。
- <自治防災課主幹 >
消防団員の訓練に対する報酬としては、4月の入退団式後の新入団・幹部訓練、5月の水防訓練、6月の夏期訓練、消防操法大会本番、年末特別警戒が対象となる。
- <木村委員>
非常招集訓練は対象ではないでよいのか。
- <自治防災課主幹>
そうである。
- <木村委員>
朝早く出動する非常招集訓練や地域行事における消防団活動など、報酬が対象となる訓練を増やし、消防団に対して厚い保障を要望するがどうか。
- <自治防災課主幹>
市と協議しながら検討していきたい。
- <木村委員>
66ページ、令和3年度に消防団員がけがをし、療養補償費が支出されているが、どの制度からのものか。
- <自治防災課主幹>
亀岡市消防団員等公務災害補償条例に基づく療養補償費である。なお、消防団員に直接支払われる消防団員等福祉共済制度がある。
- <木村委員>
仕事を休まれたと聞くと、休業補償は支出されなかったのか。
- <自治防災課主幹>
勤め先の有給休暇を利用したとのことで、給与収入を得ているため、休業補償の対象とはならなかった。
- <木村委員>
入院されていたのか。
- <自治防災課主幹>
そうである。
- <木村委員>
消防団員等福祉共済制度による入院見舞金などの請求はされたのか。
- <自治防災課主幹>
当該制度は市からの支出ではないため、資料を持ち合わせていない。
- <木村委員>
改めて報告いただきたい。それから、もう1点、今年7月の亀岡市消防操法大

会で使用する小型ポンプについて、セル付きを使用する規定となっていたと聞くがそれでよいか。

<自治防災課長>

そうである。

<木村委員>

大井分団にはセル付きの小型ポンプがなく、千代川分団のポンプを借用していたとのことである。小型ポンプの更新について、古いポンプから更新していくのは分かるが、大会で機材の性能に限定をかけるなら、全分団に支給すべきである。また、消防団に長靴を支給いただきたいがどうか。

<自治防災課長>

各消防分団に話を聞く中で、検討する。

<浅田委員長>

ほかに。

<松山副委員長>

63ページ、財政援助団体等の監査として、かめおか霧の芸術祭実行委員会、亀岡市スポーツ協会、亀岡市観光協会の3団体の監査をされたとのことだが、具体的にどういった内容の監査か。

<監査委員事務局長>

財政援助団体等監査については、市からの補助金があるため、4年に一度程度のサイクルで、年間2から3団体を実施している。

<松山副委員長>

4年に一度の決まりはあるのか。

<監査委員事務局長>

特に決まりはなく、監査委員と年度当初に話し合い決定している。

<松山副委員長>

財政援助団体等へは税金が支出されているので、せめて年1回は実施するべきではないのか。

<監査委員事務局長>

現体制では困難である。

<松山副委員長>

多額の金額を援助している団体に対しては、定期的に監査いただくよう要望しておく。

<木村委員>

67ページの消防施設費について、水道事業会計繰出金とは消火栓の整備費用でよいのか。

<自治防災課主幹>

そうである。消防費から水道事業へ資金を移している形である。

<木村委員>

消火栓の点検は誰がしているのか。

<自治防災課主幹>

消防団に協力いただき、消防署が点検している。点検内容としては、水が出るか、蛇口が回るかというもので、ポンプを含め水道管等の施設の点検と修理は上下水道部が実施している。

<浅田委員長>

ほかになれば、以上で質疑を終わる。 総務部・監査委員事務局の皆さん、長時間御苦労さまであった。それでは、4時半まで暫時休憩する。御苦労さまであった。

(質疑終了)

16:15

(総務部 退室)

(休憩)

16:15~16:30

(会計管理室 入室)

16:30~

【会計管理室】

会計管理室長 あいさつ

各課長 説明

16:48

《質疑》

<松山副委員長>

保津町における行政財産の明渡請求事件で敗訴したが、この土地以外にも市の承諾がなく占用されている事例はあるのか。

<財産管理課長>

この間から、行政財産か普通財産かは問わず、市の土地の使用状況の調査を実施したところ、現時点では、その保津町の土地以外に案件はないことを確認している。

<木村委員>

45ページの不要車両の売却収入について、入札しているのか。

<財産管理課長>

そうである。

<浅田委員長>

ほかになれば、以上で質疑を終わる。

次に、第18号議案、曾我部山林事業特別会計決算を議題とする。

歳出歳入一括して説明願う。

(質疑終了)

16:53

(2) 令和3年度亀岡市曾我部山林事業特別会計決算認定について
(第18号議案)

財産管理課長 説明

16:54

《質疑》

なし

(3) 令和3年度各財産区特別会計決算認定について

(第22号議案～第51号議案)

財産管理課長 説明

16:57

《質疑》

なし

(会計管理室 退室)

<浅田委員長>

本日の審査はこれまでとする。20日、午前10時から再開する。

16:58